

有鄰館本維摩疏积前小序抄攷

——第三十一号「苻堅迎鳩摩羅什事」について——

黒田 彰

〔抄録〕

京都市の藤井齊成会有鄰館には、有名な何彦昇の旧蔵に掛る、敦煌文書コレクシヨンが伝えられている。その文書の中に、中国の著名な敦煌学者饒宗頤氏がかつて、「苻堅迎鳩摩羅什事」と呼ばれた（「京都藤井氏有鄰館蔵敦煌残巻紀略」）、未公開の文書がある。それが館称三十一号と数えられる、文書一紙で、この度有鄰館の御好意により、その表、裏をカラー口絵二頁に掲げることの叶ったものである。小稿は、当文書の内容が敦煌出土の維摩疏

积前小序抄（大正蔵85所収）の一本であり、異本であることを報告し、また、その典拠としての高僧伝や、大唐内典録などについて論じようとする。

キーワード

有鄰館文書31号、何彦昇旧蔵文書、維摩疏积前小序抄、高僧伝、大唐内典録

京都市左京区の岡崎公園の西南、疏水に面して、朱塗りの八角堂を戴く、瀟洒な洋風建築がひっそりと建っている。それが有鄰館である。有鄰館は、正式名称を財団法人藤井斉成会有鄰館と言い、戦前の大正十五（一九二六）年十月に設立された、由緒ある私立美術館である。

四代藤井善助翁（一八七三—一九四三）によって創立された有鄰館は、古印の蒐集に掛けては日本屈指とされる、著名な美術館で国宝、重要文化財級の文物を、多数擁している。また、有鄰館には、かつて敦煌文物の蒐集を以って知られた李盛鐸（一八五八—一九三七）を通じ、何彦昇（一八六〇—一九一〇）旧蔵の敦煌文書が、纏まって収蔵されていることは、専門家の間において広く知られた事実である^①。その何彦昇旧蔵の敦煌文書については、有鄰館に以前、「何彦昇秋鞏中丞蔵敦煌石室唐人秘笈六十六、（五）種」及び、「新疆布政使何彦昇旧蔵敦煌石室唐人秘笈五十九種目録 歌曲冊」と題された、二種類の目録があつて、六十種類近くのその内容が知られるのである（藤井善三郎現館長の談によれば目下、共に行方不明とのことである^②）。そこに見える秋鞏は、何彦昇の字。中丞は、巡撫のことで、省の長官たる総督に次ぎ、民政、財政を掌る。布政使は、省の総督巡撫に直属する官名で、民政、軍政を掌る。何彦昇は、宣統元（一九〇九）年、甘肅布政使となり、翌宣統二年、新疆巡撫に移っている。昭和二十九（一九五四）年七月、京都を訪れた、中国の著名な敦煌学者、饒宗頤氏は、藤枝晃氏の紹介を通じて有鄰館へと赴き、巻末に「藤井氏所蔵敦煌殘卷簡目

（何彦昇旧蔵）」を含む、労作「京都藤井氏有鄰館蔵敦煌殘卷紀略」（『金匱論古綜合彙』1所収）を著された^③。饒氏はその折、「何彦昇秋鞏中丞蔵敦煌石室唐人秘笈六十六種」及び、館蔵文書を見して、十六種中の五十八種が現存し、八種の欠けていることを確認した上で、何氏原目中、尚有太公家教一、祭文一、孔子項託問答文一（有天福年号）、藤井氏蔵均無之

と述べられた。私は近時、それらが現在、財団法人武田科学振興財団杏雨書屋の所蔵に掛る、故羽田亨氏の蒐集された所謂「敦煌秘笈」の中に含まれている、太公家教（羽664）、祭文（羽662）、孔子項託相問（羽677。天福八（九四三）年写）などに、該当する可能性の高いことを、指摘したことがある^④。

饒氏の「京都藤井氏有鄰館蔵敦煌殘卷紀略」を繙くと、始めの方に、最後藤井君取出一古写殘葉、以玻璃夾之、審其文、乃述苻堅迎鳩摩羅什事、背為仏經、拋云出於新疆。余謂當是敦煌遺宝

と言う一節がある。その鳩摩羅什（Kumarajiva, 三四四—三五〇—四一三—四〇九）は、例えば法華經（仏説妙法蓮華經）の漢訳者として知られる（旧訳と呼ばれる）、後秦の訳経僧で、中国や日本の仏教史において、極めて大きな役割を果たした重要な人物であり、また、例えば今昔物語集六「鳩摩羅刹奉盜仏伝震旦語第五」などに見える、父鳩摩羅刹の話を始めとして、日本古代、中世文学に喧伝する人物なのであつて、饒氏の論文を最初に読んだ時、右の一節が私の興味を強く惹いた。その文書は、饒氏の「簡目」においては、宗教類に分類された、

四記苻堅迎羅什文殘葉十一行 背有仏經

に当たるものである。そして、それら有鄰館の敦煌文書に關しては、饒氏の調査以降、なお幾つかの報告がなされている。今、饒氏が「苻堅迎鳩摩羅什事」と呼ばれた文書を、それらに追うと、その文書は、例えば陳国灿氏が、

31、十六国史記事、殘卷

10行、行書、按：叙前秦至後涼一段史事。本件背有仏經
（「東訪吐魯番文書紀要（一）」43頁）

とされ、施萍婷氏が、

藤井31—東文31—饒目宗教類4

名称：殘類書

説明：存九整行、前一行略殘、後一行只斷続有半辺字。内容為苻

堅以二十万之師拔漢（襄陽、得一人半）之事。背有仏

經（「日本公私収蔵敦煌遺書叙録（二）」95—96頁）

等とされたものに該当する。そして、それらの諸報告によつて、饒氏が「苻堅迎鳩摩羅什事」と言われた文書は、実は館蔵「31」号とされる文書であることが、判明したのである。そこで、私は本年六月、上記のような事情を、有鄰館藤井善三郎現館長にお話しして、件の文書の閲覧をお願いした所、藤井館長は多忙な時間を割いて、それを見せて下さった。剩えその撮影及び、影印、翻刻まで御許可下さったのである。それが表、裏をカラーの口絵として掲げた、全一紙の文書である。⁸

件の文書は現在、饒氏等が述べられているように、二枚の硝子板で

文書を挟んで、硝子の四辺を木枠で固定するという、閲覧の便を考慮した、極めて合理的なやり方で、有鄰館の図書室に保管されている。

冊子体の「歌曲冊」を除く、他の文書も、同様の方法で保存されており、それを「31」号に数えるのは、木枠上部の天に、「第三十一号」と墨書されていることによるものである。当文書一紙の大きさは、縦二八・八糎、横一八・六糎である（中央で採寸）。

さて、例えば饒氏が「苻堅迎鳩摩羅什事」と呼ばれた当文書は、一体何を記したものであるだろうか。小稿は、当文書の内容について目下、気の付いた事柄を述べようとするものである。

二

口絵の図一は、その表文書であり、図二がその裏文書である。表文書（図一）には、墨書十行が存して、十一行目には、殘画のみが認められる。また、朱による加筆もある（後述）。裏文書（図二）には、まず右端に、小字の墨書三行が残る他、上部左寄りに、別紙別筆の經文の一部墨書三行（一行目は二字分の殘画のみ）が、横向きに貼付され（左を上とする）、また、その下の中央左寄りには、その同筆と思しい、別紙の經文の一部墨書七行（一行目は二字分の殘画のみ）が貼付されている。今それら表裏の文書全文を、翻字の形として示せば、次の通りである（表文書に、①—⑧の仮番号を付す。裏文書は、小字の墨書三行に、同じく⑨、⑩の番号を付し、さらに横向きの一部經文を⑪とし、その下の經文を⑫としよう。改行は原本に従い、翻字の字体は、通行の字体による。⑬は、原本における改行を表わす）。

〔表文書〕

① 即秦始皇等都雍二前秦即苻堅等都長

安三後秦即姚興等都長安四西秦即乞伏国人都金城此乃

□秦也 前秦苻堅五十六年大史奏有德星現外国分野当有聖

人入輔中国得三才王堅乃遣使苻丕攻襄陽取积道安呂光伐

龜茲取羅什後道安入秦堅忻然謂僕射權翼曰朕不以珠玉為

珍但以賢哲為宝不惜十万之師攻襄陽獲一人半耳翼曰誰聖、

安公一人鑿齒半也堅令呂光取羅什餞送於建章宮謂光曰朕聞

西国有羅什夫賢哲国之宝朕甚思之若剋龜茲可馳馭送

後堅伐晋敗軍為姚長所戮即姚萇為後秦也 呂光廻至姑藏聞

王既喪遂僭号闕外称为後涼萇崩興立弘始三年春有樹

連李生於廟庭（道遥一圖）葱变为薤咸称（嘉）瑞（↑この一行、残画による）

〔裏文書〕

安公諫堅云陛下富有八州横制四海豈以百万之師而求下々之国且地卑而

氣厲舜禹遊而不返秦皇□

巡臣雖至愚不与陛下同也

⑩ □五涼前涼張貴 後涼呂光 南涼秃跋烏姑 北涼沮渠蒙遜 西涼李

杲

④ □薩深

□寧当終身近旃

□次善男子旃陀

⑥ □倒想□

次觀果報迦葉菩□

煩惱之想生於倒□

无煩惱是義云何□

有倒想迦葉菩薩言□

想亦說是牛馬作馬想亦□

舍宅車乘去来亦爾是名□

細かいことながら、当文書には、表の四行目最後及び、同九行三字目「伐」字の最終画に、朱による訂正加筆が認められ、さらに同七行目下方の「建章宮」の「宮」字も、朱字傍書の加筆によるものである。また、裏の経文部分⑩における、六行八字目「馬」字の右には、「牛」が小字墨書で書き込まれている。

さて、当文書は、上掲翻字のような文言をもつものだが、暫く裏文書にある経文部分（a）、（b）を別にして、では①―⑩に互るその内容は一体、何を記したものであろうか。結論的に言えば、当文書は後述、敦煌出土の維摩疏積前小序抄（大正新脩大藏經85二七七五、六所収）の一部を伝えるもので、その新たな一本もしくは、異本とすべきものである。そして、その源流には梁、慧皎の高僧伝が措定され、また、直接的な典拠として唐、道宣による、大唐内典録その他が上げられるであろう。そのことを以下、少し具体的に述べてみたい。

ところで、敦煌本維摩疏積前小序抄は、例えば仏書解説大辞典に、「僧肇の註維摩經の序の註釈」と言われる通りのものだが、そのこと

に關してもう少し具体的に言うと、それは唐、長安資聖寺の道液が上元元（七六〇）年に作り、永泰元（七六五）年に再治した、浄名経関中疏（浄名経集解関中疏）というものがあつて（浄名経は、維摩経のこと。維摩は、浄名、無垢称と訳される。なお道液には、別に浄名経関中釈批〔浄名経関中釈抄〕もある。共に大正新脩大藏経85二七七、二七七八に収める）、その序文の注釈なのである。さらに正確を期するならば、例えば上山大峻氏が、

これは、道液の『浄名経関中疏』の序として付されている二の序、すなわち道液の自序と鳩摩羅什訳『維摩詰経』にたいする僧肇の序とに注釈を加えたものである。はじめに道液の序を釈し終わつて、

余永泰二年。時居資聖。伝経之暇。命筆真書。自為補其闕遺。

豈敢伝諸母事（大正八五・四三六頁c）

と識す。次いで「釈肇断序抄義」と題して、僧肇の序を分門・注釈し、最後に、

余以大曆二年春正月。於資聖寺。伝経之次。記其所聞。以補

多忘。庶來悟義。伯無諠斐然矣。崇福寺沙門体清記（大正八

五・四三九頁c）

と書き記している。したがつて、この書は崇福寺沙門の体清が、資聖寺において『関中疏』の序の部分の講義を永泰二年（七六六）と大曆二年（七六七）に聴講した（おそらく道液自身より）ことよつて成立したもので、『関中疏』と併せて敦煌に入つてきたものと考えられる。

と説明される如くである（筆録者の体清は、道液の甥である）。また、敦煌本維摩疏积前小序抄の本文は、前述のように大正新脩大藏経85二七七五、六に収められるが、その伝本としては、

S 九一四 S 一三四七 S 一五一三 v

P 二一四九 P 三三八八 v P 三七三六

及び、

S 二四九六 S 四四五五

など、八本が知られている（大正藏二七七五は、P 二一四九へS 一四三七に拠り、図三、二七七六は、S 二四九六に拠る）。

三

上掲当文書の翻字において、ここで、その表及び、裏の三行分を、仮に①―⑩に分ち、且つ、裏の经文部分をa、bと名付ける。その①―⑩それぞれの内容を、敦煌本維摩疏积前小序抄の本文と対照させてみる（維摩疏积前小序抄は、大正新脩大藏経85、435頁中、下段に拠り、P 二一四九等を参照した）。

対照に当たつてはまず、①―⑩として、それらの番号下に、上掲当文書を再掲出し（句読点を付す）、次いで、敦煌本維摩疏积前小序抄を、抄として、その該当部分を並べ掲げることとする。そして、当文書①―⑩の各部分について、その出典の問題を中心とする、若干のコメントを加えてゆく。さらに、经文a、bに關しても付言しよう。

さて、当文書①及び、敦煌本維摩疏积前小序抄（以下、小序抄と略称する）の本文を示せば、次の通りである。

爲失如美玉偏照若明珠半瑕故曰未可量其得失後世亦
 三顯經理詣自秦私始三年冬羅什入關考自後也秦有四
 一曰秦即秦始皇等都雍二曰前秦即苻堅等觀都長安
 三曰後秦即姚興等都長安四曰西秦即乞伏國人所都金
 城及後秦也前秦苻堅五十六年太史秦有德星現外
 國東野皆有聖人入輔中國月王考王堅乃遣使苻不攻
 襄陽取擇道安呂光伐龜茲取羅什後道安入秦堅
 忻然謂僕射權翼曰朕不以珠玉爲珍但以賢哲爲
 寶不惜十方之師攻襄陽拔一人半身翼曰惟堅之安
 公人蓋盡半也堅令呂光取羅什餞送於達摩草堂
 謂光曰朕聞西國有雁什夫賢極國之寶曠甚思之
 若尅龜茲可馳驛送後堅伐晉敗軍而姚長可執即
 姚長爲後秦也 呂光遣苻斌聞主既宣遂偕芳開外
 稱爲後涼長苻興立弘始三年春有術連李生於廟
 邊道遠一團苻靈爲燕成稱嘉瑞冬雁什到雍具加
 禮過侍以國師崇敬甚重大興法化移草堂寺及道
 遠國三千願應親自翻譯至理之具其莊莊矣 傳云什父
 天竺補相之子名突姓鳩摩雁祖三父耆槃佐遊之東遊
 至龜茲王自統妹體有赤齋誅生智子諸國好之不愛王

図三 維摩疏積前小序抄P 2149

① □ 即秦始皇等、都雍。二、前秦、即苻堅等、都長安。三、後秦、
 即姚興等、都長安。四、西秦、即乞伏國人等、都金城。此乃□秦
 也。

(抄) (從此第三顯經理詣。自秦弘始三年冬羅什入關者、自從也。秦有
 四。一、亡秦、) 即秦始皇等、都雍。二、前秦、即苻堅等、都長
 安。三、後秦、即姚興等、都長安。四、西秦、即乞伏國人等、都
 金城。此乃後秦也

小序抄は前述、上山氏の説明通り、浄名經集解関中疏の二序を注釈
 したもので、まず道液の序文を前半、後半の二つに分け、さらに前半
 を序文の「昔漢」以下、「爰及」以下、「自秦」以下に三分しているが、
 当文書は、その第三「從此第三顯經理詣」として、序文の、

自秦弘始三年冬、羅什入關

について、注釈した箇所該当する。さらに今、大正新脩大藏經所収
 小序抄(二七七五)の段数から目算すると、当文書は、その二十分の
 一強の分量となる。

さて、①は、②以下に登場する前秦、後秦等の国々を、説明しよう
 とするものである。それは、中国古代史の五胡十六国時代において、
 「秦」を名乗る三つの国(三秦)に、始皇帝の秦を加えて、四秦と数
 えたもので、さらに都の名前を添えている。その三秦とか、⑩の五涼
 などは、五胡の十六国を覚えるための、暗誦用数詞とも呼ぶべきも
 のだが(⑩参照)、中国仏教史、特に訳経史を理解する便法として、
 その史家により考案されたものらしい。三秦は、氏族(チベット系)

の苻洪の創始した前秦（三五〇―三九四）、羌族（チベット系）の姚萇の創始した後秦（三八四―四一七）、鮮卑族（モンゴル系）の乞伏国仁の創始した西秦（三八五―四三二）のことである。雍は、地名で、春秋時代の秦の都の名として知られる（陝西省鳳翔県）。乞伏国人の「人」は、仁が正しい。金城も、地名で、西秦の都の名である（甘肅省蘭州市）。

ところで、①は、例えば唐、元康の肇論疏下に、

古来凡有四秦。秦始皇一也。名曰亡秦。苻堅二秦也。名曰前秦。

姚萇時三秦也。名曰後秦。沮渠蒙遜時四秦。名曰偽秦

と見えるものと、極めて近い内容を有することが、非常に興味深い。

②前秦苻堅五十六年、大史奏、有德星現外国分野。当有聖人入輔中

国。得三才王。

〔抄〕前秦苻堅五十六年、太史、秦有德星現外国分野。当有聖人入輔中

国。得之者王

当文書の「五十六年」の「五」は、「立」を誤写したものである。

「得三才王」の「三才」も、「之者」の草体の誤写であろうが、その

三才は、後述する三人の才人のことと、それを捉えたためらしい（③、

④参照）。なお〔抄〕は、現存諸本全てが奏を秦に誤る。

苻堅（三三八―三八五）は、当時の名君として名高い、前秦第三代の皇帝である。輔は、天子を輔佐することである。

さて、小序抄②は、まず梁、慧皎（四九七―五五四）の高僧伝巻二、

訳経中、鳩摩羅什一に基づくものと思われる。また、慧皎が高僧伝を

著すに際し、参看したとされる資料に梁、僧祐（四四五―五一八）の

出三藏記集十五巻や、宝唱の名僧伝三十巻などがある。その内、名僧

伝（散逸。我が国に名僧伝抄一巻が伝わる）には、当文書②―⑨に直

接関わるものはないが、出三藏記集巻十四、鳩摩羅什伝一（及び、巻

十五、道安法師伝二）は、高僧伝巻二の鳩摩羅什伝（及び、巻五の釈

道安伝）の典拠とされたもので、小序抄と高僧伝の関係を述べる

には、その前に出三藏記集との関連を、見ておく必要がある。そこで

以下、②―⑨に対応する、出三藏記集と高僧伝の本文を、並べ掲げる

ことにしよう（出、高）とする。共に大正新脩大藏経に拠り、高僧伝は、

高麗大藏経を参照した、各末尾にそれぞれの巻数及び、大正藏 50、

55の頁数、段数を付す。また、参考として高僧伝の本文に、吉川忠

夫、船山徹氏による訳文（岩波文庫版。（一））を添える。小序抄②に

該当する出三藏記集、高僧伝の本文を示せば、次の通りである。

〔出〕苻氏建元十三年歲次丁丑正月、太史奏、有星見外国分野。当有大

德智人入輔中国。堅素聞什名。乃悟曰、朕聞西域有鳩摩羅什。将

非此耶（巻十四。100頁下段）。

〔高〕苻堅建元十三年歲次丁丑正月、太史奏云、有星見於外国分野。当

有大德智人入輔中国。堅曰、朕聞西域有鳩摩羅什、襄陽有沙門釈

道安。将非此耶。即遣使求之（巻二。311頁中段）

（苻堅の建元十三年（三七七）、丁丑の歳の正月になって、太史が奏上した。「星が外国の分野に現れました。きっと大徳の智者が

中国に参つて輔佐することになりました」。苻堅「朕は西域に

鳩摩羅什がおり、襄陽に沙門の釈道安がおると聞いている。その人のことではあるまいか。さつそく使者を派遣して捜し求めさせた）

両者はよく似ているが、出三蔵記集の苻堅は、星の予兆を鳩摩羅什と解するのに対し、高僧伝ではそれを、羅什と道安との二人と解している。また、出三蔵記集冒頭「苻氏」を、高僧伝は「苻堅」に改める（小序抄「苻堅」）。

ところで、この話は、大変有名なものであつたらしく、出三蔵記集以下の諸仏典に散見するのみならず、慧皎とほぼ同時代の、北魏の崔鴻（四七八―五二五）による、十六国春秋にもあつたようで、例えばその逸文に、

〔建元〕十三年正月、太史奏、有星見于外国之分、当有聖人之輔中国得之者昌。堅聞西域有鳩摩羅什襄陽有釈道安、並遣求之（太平御覽一二二所引）

と見えている。さて、当文書に関しては前述、陳国灿氏が「十六国史記事」と言われているように、例えば崔鴻の十六国春秋との関係にも注意しておく必要がある。但し、その原本は早くに失われ、太平御覽などに引かれる逸文の他、後世の所謂輯本として、例えば増訂漢魏叢書に収める十六国春秋（十六卷）や明、屠喬孫、項琳による十六国春秋百卷（四庫全書総目提要に、「実則明嘉興屠喬孫項琳之偽本也」と言う）、清、湯球による十六国春秋輔補百卷（湯球には、十六国春秋纂録校本十卷もある）などがある（以下、それらを十六国春秋の屠本、湯本と呼ぶ）。そして、この話も十六国春秋の屠本三十七・五に、

建元十三年……太史奏、有星見於外国之分、当有聖人入輔中国得之者昌。堅曰、朕聞西域有鳩摩羅什襄陽有釈道安、神清氣足。方欲致之、以輔朕躬。並遣求之

とあり、また、湯本三十五・五に、

〔建元〕十三年……太史奏有星見於外国之分、当有聖人入輔中国得之者昌。堅聞西域有鳩摩羅什襄陽有釈道安、並遣求之

など見える他、晋書九五・六十五芸術「鳩摩羅什」等にも同話があつて当然、小序抄に酷似するものの、高僧伝よりは遠いことが、知られるのである。

そして、小序抄②の記述を考える上で、非常に注目されるのは唐、道宣（五九六―六六七）の撰んだ一切経目録、大唐内典録卷三「前後二秦伝訳仏経録第六」における、

堅立後十有六年、時太史奏、有德星見外国分野。当有聖人輔中国

得之者王

という記述との関係である。当文書②の、「前秦苻堅五十六年」の「五」が、「立」の誤写であろうことは、前述の如くだが、苻堅の治年を示す、小序抄の「前秦苻堅立十六年」は、大唐内典録によるものであろう（但し、建元十三（三七七）年（高僧伝等）は、苻堅の二十一年に当たる）。また、小序抄における「有德星」、「当有聖人」等が大唐内典録にそのまま見えることは（高僧伝「有星」、「当有大德智人」。聖人の語は、十六国春秋逸文にもある）、大唐内典録が小序抄の直接的な典拠であることを、示すものである。小序抄は、「大唐内典録云」としてその巻一の文章を引いていることから（大正蔵85、435

頁上段)、このことが確認出来よう。従つて、例えば小序抄②は、高僧伝を源とする、大唐内典録によるものと見ることが出来る。また、このように、小序抄が大唐内典録を引いたと考えられるものとして、②以下、③、④、⑤、⑧などを上げることが出来る。なお前述、当文書の「得三才王」は、「得之者王」(大唐内典録)の誤写であることも、そこから分かる。

③ 堅乃遣使苻丕攻襄陽。取釈道安。
(抄)堅乃遣使苻丕攻襄陽、取釈道安

苻丕は、苻堅の長庶子で、苻堅の没後、前秦の第四代皇帝となった人物である。襄陽は、湖北省襄陽県で、苻丕は苻堅の命によつて、建元十五(三七九。東晋、太元四)年に襄陽を攻めている。一方、道安(三一二―三八五)は、仏図澄に学んだ後、綜理衆経目録(道安録。梁、僧祐の出三蔵記集の基となる)を作り、経文の三分法(序、正宗、流通分)を定め、廬山の慧遠等を弟子とするなど、中国仏教史に大きな足跡を残した人物である。道安については、宇井伯壽氏による名著『釈道安研究』に詳しい¹⁶⁾。

出三蔵記集、高僧伝の本文を併せ示せば、次の通りである。

(出)後堅攻襄陽。安与朱序俱獲於堅(卷十五。108頁中段)
(高)後遣苻丕南攻襄陽。安与朱序俱獲於堅(卷五。352頁下段)。
(その後、苻丕を遣わして南のかた襄陽を攻撃させ、道安は朱序とともに苻堅のもとに捕えられた)

出三蔵記集には、苻丕への言及がないなど、小序抄③は、高僧伝に近いことが知られよう。

ところで、小序抄②は、高僧伝巻二の羅什伝に基づくことに對し、小序抄③は、その巻五、義解二、釈道安一を源流としており、小序抄の②と③は、原拠高僧伝の巻数を異にすることが、大変面白い。そのことは、道宣の大唐内典録巻三において、既に起きている事柄なのであるが、それにしても、小序抄が高僧伝の羅什、道安という二つの伝記を、交互に綴り合わせてゆく結果となつていふことに、説話文学研究の立場から、改めて注目しておきたい。例えば小序抄②、④、⑥、⑦、⑧は、高僧伝巻二の羅什伝に基づいたものであり、小序抄③、⑤、⑨は、巻五の道安伝を源流としていふのである(⑥、⑦は、大唐内典録に該当するものがない)。

小序抄③は、大唐内典録三に、
堅乃……使將苻丕攻取襄陽弥天釈道安并習鑿齒等。堅既獲之とあり、直接的にはそれによる。

④ 呂光伐龜茲、取羅什。
(抄)呂光伐龜茲、取羅什

氏族の呂光(三三八―三九九)は、苻堅の部將として、建元十八(三八二。東晋、太元七)年に龜茲(タリム盆地にあつた国。庫車<クチャ>とも言う)を伐ち、鳩摩羅什を得たが、そのまま彼の地に留まつて、苻堅の没後、後涼(三八六―四〇三)を建国している。

出三藏記集、高僧伝の本文を併せ示せば、次の通りである。

(出)十九年即遣驍騎將軍呂光將兵伐龜茲……光遂破龜茲……獲什（卷十四。100頁下段）。

(高)十八年九月堅遣驍騎將軍呂光……西伐龜茲……光既獲什（卷二。

331頁中下段）。

（十八年（三八二）九月、苻堅は驍騎將軍呂光……を派遣し……西のかた龜茲……を討伐させた。……呂光は羅什を捕虜とした）

建元の年数に、一年の違いはあるが、短文の小序抄④には関わらない。

このことはまた、十六国春秋の屠本八十一・一に、

建元二十一年春正月、光既平龜茲……始獲天竺沙門鳩摩羅什

等と見える。そして、大唐内典録三に、

使將呂光求龜茲国鳩摩羅什

とあつて、小序抄は、それによつたか。

⑤後道安入秦。堅忻然謂僕射權翼曰、朕不以珠玉為珍、但以賢哲為

宝。不惜十万之師攻襄陽、獲一人半耳。翼曰、誰。堅曰、安公一

人、鑿齒半也。

(抄)後道安入秦。堅忻然謂僕射權翼曰、朕不以珠玉為珍、但以賢哲為

宝。不惜十万之師攻襄陽、獲一人半耳。翼曰、誰。堅曰、安公一

人、鑿齒半也

道安は、建元十五（三七九。東晉、太元四）年に長安に入った。忻

然は、喜ぶ様、僕射は、尚書省の次官のことである。習鑿齒は最初、

東晉の桓温に仕えた文人で、襄陽において道安と面会した折、「四海の習鑿齒」と名乗つたのに対し、道安が「弥天の釈道安」と答えた話は、非常に有名である（弥天は、空に満ちる意）。

出三藏記集、高僧伝の本文を示せば、次の通りである。

(出)堅謂僕射權翼曰、朕以十万之師取襄陽。唯得一人半。翼曰、誰耶。

堅曰、安公一人、習鑿齒半人也（卷十五。108頁中段）。

(高)堅謂僕射權翼曰、朕以十万之師取襄陽。唯得一人半。翼曰、誰耶。

堅曰、安公一人、習鑿齒半人也（卷五。332頁下段）。

（苻堅は尚書僕射の權翼に言つた。「朕は十万の軍勢をもつて襄陽

を攻め取つたが、たつたの一人半を獲得しただけだ」。權翼が

「誰のことですか」と言うと、苻堅は答えた。「安公が一人、習

鑿齒が半人だ」

出三藏記集と高僧伝には、違いが認められない。ところで、小序抄⑤

において、苻堅が道安を一人と数え、習鑿齒を半人と数えたことに関

しては、例えば晋書八十二・列伝五十二「習鑿齒」に、

後以脚疾、遂廢於里巷。乃襄陽陷於苻堅、堅素聞其名、与道安俱

興而致焉。既見、与語、大悦之、賜遺甚厚。又以其蹇疾、与諸鎮

書、昔晋氏平吳、利在二陸、今破漢南、獲士裁一人有半耳

とあつて（原話は劉宋、檀道鸞の統晋陽秋へ太平御覽三七二所引）。

十六国春秋の屠本三十七・五にも見える）、同じ話を伝える晋、孫盛

の晋陽秋（太平広記二四六所引）には、「蓋刺其蹇也」と記されるの

で、それは習鑿齒が晩年に足を病み、片足で歩行していたことを、苻

堅がからかつて言つたものであることが知られる（文中の、二陸は、

文人の陸機と陸雲の兄弟のことで、晋武帝が呉を滅ぼした時、二人は洛陽に入ったが、晋の張華はそのことを、「伐呉之役、利獲二俊」と述べたという（晋書五十四）。

さて、小序抄⑤は、大唐内典録三を見ると、

欣然謂僕射權翼曰、朕不以珠玉為珍、但用賢哲為宝。今以十萬之師攻襄陽、獲一人有半。翼曰、誰。堅曰、安公一人、鑿齒半也とあつて、例えば小序抄⑤の、

堅忻然謂僕射權翼曰、朕不以珠玉為珍、但以賢哲為宝。不惜十萬之師攻襄陽、獲一人半耳

の——部など、高僧伝不見のものがほぼ全て、そこには見出だされることから、小序抄は、大唐内典録を引いたものと見て良い。

⑥堅令呂光取羅什。餞送於建章宮。謂光曰、朕聞西国有羅什。夫賢哲国之宝、朕甚思之。若剋龜茲、可馳馱送。

（抄）堅令呂光取羅什、餞送於建章宮。謂光曰、朕聞西国有羅什。夫賢哲国之宝、朕甚思之。若剋龜茲、可馳馱送

建章宮は漢代、長安に営まれた宮殿の名である。さて、小序抄⑥及び、⑦について注意すべきは、それに該当する記事が大唐内典録にないことである。出三藏記集、高僧伝の本文を併せ示せば、次の通りである。

（出）臨發謂光曰、聞彼有鳩摩羅什……朕甚思之。若剋龜茲、即馳馱送什（卷十四。100頁下段）。

（高）臨發堅餞光於建章宮。謂光曰……朕聞西国有鳩摩羅什……朕甚思之、賢哲者国之大宝。若剋龜茲、即馳馱送什（卷二。331頁中段）。（出）發に臨んで、苻堅は建章宮で呂光の送別の宴を催し、呂光に言った。……朕は西国に鳩摩羅什がおると聞いている……朕は慕わしくてならぬ。賢者哲人は国の大宝である。もし龜茲に勝利すれば、ただちに馱馬を馳せて羅什を送り届けよ）

小序抄⑥を念頭に置いて、両者を比較すると、出三藏記集には、建章宮の名や、「賢哲者国之大宝」という、苻堅の言葉等が見当たらない。このことから、小序抄⑥は、高僧伝によっていることが知られよう。さらに、小序抄⑤（大唐内典録三）の、「但以賢哲為宝」という、高僧伝に見えない苻堅の言葉も、右の言葉を敷衍したものであることが分かるのである。

四

⑦後堅伐晋敗軍、為姚長所戮。即姚萇為後秦也。呂光廻至姑臧、聞王既喪、遂僭号関外、稱為後涼。

（抄）後堅伐晋敗軍、為姚長所戮。即姚萇為後秦也。呂光廻至姑臧、聞王既喪、遂僭号関外、稱為後涼

苻堅は、建元十九（三八三。東晋、太元八）年に大軍を率い、東晋を伐つが、謝安の弟謝玄の率いた東晋軍（北府軍）を相手とする、有名な淝水の戦いに敗れ、苻堅も流れ矢に当たって、建元二十一（三八五）年に後秦の姚萇（三〇〇—三九三）により殺されてしまう。後秦

（三八四―四一七）は、その姚萇の建てた国である。姑臧は、甘肅省武威県で、後涼の都がそこに置かれた。関外は、中国の外の意である。僭号は、臣下が分を越えて、帝号を称することを言い、呂光が後涼の国を建てたことは、前述の如くである（④）。

出三蔵記集、高僧伝の本文を併せ示せば、次の通りである。

（出）光從之、至涼州、聞符氏已滅、遂割拠涼土、制命一隅焉。正月姑臧大風（卷十四。101頁上段）。

（高）光從之、至涼州、聞符堅已為姚萇所害……於是窃号関外、称年太安。太安元年正月、姑臧大風（卷二。331頁下段）。

（呂光はその言葉に従った。涼州に到着し、符堅がすでに姚萇によつて殺害されたと聞くと……そこで関外において天子号を僭称し、太安を年号とした……太安元年（三八六）正月、姑臧に大風が吹いた）

小序抄⑦と両者を比較すると、例えば高僧伝に言う姚萇のことや、呂光の関外僭号のことが、出三蔵記集には見えず、小序抄はやはり、高僧伝によっていることが知られる（なお小序抄⑥、⑦の話は、肇論疏中や法苑珠林二十五にも見えるが、それらは全て、高僧伝を引く）。

このことはまた、十六国春秋の逸文に、

〔建元二十一年〕九月、光入姑臧……太安元年……光始聞符堅為

姚萇所害（太平御覽一二五所引）

と見える（増訂漢魏叢書所収本や、十六国春秋の湯本八十一・一などにも）。さらに、十六国春秋の屠本八十一・二に、

光遂入姑臧……秋九月、光始聞符堅為姚萇所害

等とある。

⑧ 萇崩興立。弘始三年春、有樹連李生於廟庭、逍遙一園葱變為薤。
威称□瑞、□ （逍遙一園）葱變為薤。

（妙）萇崩興立。弘始三年春、有樹連李生於廟庭、逍遙一園葱變為薤。威称嘉瑞。（冬）羅什到薤。興加礼遇、待以国師

⑧は、当文書表の最後の文章である。姚興（三八四―四一六）は、姚萇の長子で、父の死後、建初九（三九四。東晋、太元十九）年に即位して、後秦の第二代皇帝となった。樹連李は、樹連理で（李は、音通）、連理木などとも言ふ。二つの株の幹や枝が連なった木を指し、王徳が天下に及ぶ瑞祥である。廟庭は、正殿の庭（高僧伝「広庭」）、逍遙園は、姚興が長安西北に造営した庭園のことである。葱は、ねぎ、薤は、おおいらで、香草とされることがある（韭も、にら。後掲高僧伝の「菑」は、鍛草で、香草）。それらの瑞祥の通り、鳩摩羅什は姚興の弘始三（四〇一。東晋、隆安五）年十二月、長安に到り、国師を以つて遇せられた。

出三蔵記集、高僧伝の本文を示せば、次の通りである。

（出）会萇崩子興立。遣使迎什。弘始三年、有樹連理生于廟庭、逍遙園葱變為薤（卷十四。101頁中段）。

葱變為薤（卷十四。101頁中段）。

（高）及萇卒子興襲位。復遣敦請。興弘始三年三月、有樹連理生于広庭、逍遙園葱變為菑。以為美瑞、謂智人応入（卷二。332頁上段）。

（姚萇が亡くなると、子の姚興が位を継ぎ、あらためて使者を遣

わしてねんごろに招請した。姚興の弘始三年（四〇一）三月、連理の木が朝堂に生じ、逍遙園の葱がはなうどに変化した。めでたい瑞祥であるとし、智者がきつと入国するであろうと考えた。出三藏記集に、高僧伝の「三月」がないなど（小序抄「春」、小異はあるものの、両者には目立った違いが見当たらない。

この話は、例えば十六国春秋の屠本五十六・四に、

晋太元十八年冬十二月、莨死……弘始三年春三月、連理樹生於廟庭、逍遙園有葱變為莖。咸以為美瑞。興令占之曰、応有智人來入

中国

などに見えるが、高僧伝によるものであろう。また、敦煌本鳩摩羅什別伝（S三八一）に、

方後秦中、什初欲來、嘉瑞先現。逍遙一蘭、葱變為韭。後什公至、即於此蘭、立草堂寺、同訳経律

とある。²⁰⁾

さて、このことはまた、大唐内典録三に、

〔姚長〕既崩、其子興立。弘始三年春、有樹連理生於廟庭、逍遙一園葱變為莖。咸稱嘉祥、応有智人來入国瑞。冬什到、雍興加礼、

遇待以国師

と見えており、小序抄⑧は、それによったものである。

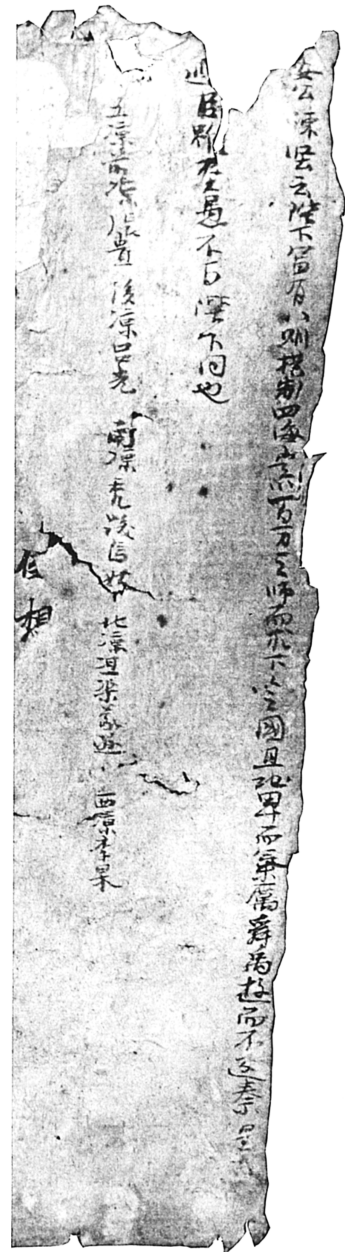
以上、当文書①―⑧が、その表に当たるものであり、同時に、敦煌本維摩疏前小序抄の存している部分である（⑨、⑩は裏書）。以上に述べて来たことから、まず当文書（表）は、小序抄であると断ずることが出来る。そして、その小序抄②―⑧はまた、道宣の大唐内典録

三を、直接的な典拠とするものであることも、確認出来よう（⑥、⑦を除く）。さらに小序抄（大唐内典録）は、慧皎の高僧伝卷二の羅什伝、卷五の道安伝を源流とするものであつて、それはまた、二つの伝記を交互に綴り合わせてゆくという、特徴を有するものであった。

⑨安公諫堅云、陛下富有八州、横制四海。豈以百万之師而求下々之
国。且地卑而氣厲。舜禹遊而不返、秦皇□巡。臣雖至愚、不与陛
下同也

⑨と⑩は、当文書裏の右側に写された、三行の文章で（図四）、小序抄には存在しない。その文字は、表より小さく、砕けた書き方をしているが、表と同筆である。面白いのは、裏の三行の書かれている位置で丁度、表の本文八十一行目の行間、即ち、十一―十行目の間及び、十一―九行目の間に⑨（二行）が、九―八行目の間に⑩（二行）が、書かれていることである（図五）。このことは、決して偶然ではなく、書写者の意図によるものであると思われる。と言うのは、⑨、⑩の内容が、⑨は、九行目の「後堅伐晋敗軍」（前述⑦）に関わり、⑩は、十行目の「吕光」称为後凉」（前述⑦）に関わるものであることが、一見して明らかだからである。すると、⑨、⑩は、小序抄⑦の本文行間の裏面に、その「後堅伐晋敗軍」及び、「吕光」称为後凉」に対する注釈として記された、三行の裏書と捉えることが出来る。

⑨は、肥水の戦いの前年、東晋を伐とうと計る苻堅を、同輩した道安が諫める話である。そして、小序抄⑦「後堅伐晋敗軍」に関する注



四 図

を、裏書としたものである。

さて、⑨も、少序抄①―⑧同様、高僧伝に基づくものと見られるから、出三藏記集、高僧伝の本文を示せば、次の通りである。

（出）安対曰、檀越応天御世、有八州之富、居中土而制四海。宜棲神無為与堯舜比隆。今欲以百万之衆求厥田下下之土。且東南地卑氣厲。昔舜禹遊而不反、秦皇適而弗歸。以貧道觀之、非愚心所同也（卷十五。108頁下段）。

（裏）

（表）

安公一人…7行目	…
西国有羅…8	
後堅伐晋…9	
王既喪遂…10	
連理生於…11	

五 図

（高）安対曰、陛下応天御世、有八州之富、居中土而制四海。宜棲神無為与堯舜比隆。今欲以百万之師求厥田下下之土。且東南区地地卑氣厲。昔舜禹遊而不反、秦皇適

而不歸。以貧道觀之、非愚心所同也（卷五。353頁上中段）。

（道安は答えた。「陛下は天の御心に応じて世の中を統治し、八州からの豊かな貢ぎ物を手にし、中原に拠って四海にらみをかきせている。無為の境地に心を棲まわせ、堯、舜と隆盛を競うべきであるのに、今や百万の軍勢をもって地味の瘦せた下の下の土地を求めようとしている。そのうえ東南のせせつこましい地域は、土地は卑湿で気候は厳しい。昔、舜と禹は旅に出たまま戻らず、秦の始皇帝は出かけたまま帰ることはなかった。拙僧の見たところ、賛成する気にはなれぬ）

両者を較べてみると、二箇所が異同が目につく。一つは、出三藏記集の「檀越」を、高僧伝が「陛下」と言い換えていることである（⑨「陛下」。檀越は梵語で、檀那に同じく、施主の意）。もう一つは、出三藏記集「百万之衆」の「衆」を、高僧伝が「師」と改めていることである（⑨「師」。そして、その二例共、⑨は、高僧伝に一致する。また、この話は、十六国春秋の屠本三十八・六に、

安曰、陛下応天御世、富有八州、居中土而制四維……止則神栖無為、端拱而化、自足比隆堯舜……且東南区区、地卑氣厲。舜禹遊而不返、秦皇適而弗帰。何足以上勞神駕、下困蒼生……貧道淺陋、言必不允。既荷厚遇、故尽丹誠耳

と見え、湯本三十六・六に、

安曰、陛下応天御世、居中土而制四維……止則神栖無為、端拱而化、与堯舜比隆……且東南区区、地下氣厲。虞舜游而不返、大禹適而不帰。何足以上勞神駕、下困蒼生

とある他、晋書一一四、載記十四、苻堅下にも、

安曰、陛下応天御世、居中土而制四維……止則神栖無為、端拱而化、与堯舜比隆……且東南区区、地下氣厲。虞舜游而不返、大禹適而弗帰。何足以上勞神駕、下困蒼生

などと見えているが、例えば⑨の「四海」が、諸書には全て、「四維」とされていることを始めとして、それらは、⑨とは一致しない。²²⁾

さらに、このことは、大唐内典録三に、

安極諫曰、東南土卑氣厲、非曰中華。且虞舜遊而不返、秦皇適而不帰。今以百万之師求厥田下下之土、未敢聞也。余云云不載

ともあるが、最初の「陛下」以下もないし、また、道宣が「余云云不載」と言っているように、その末尾には省略があること等、それも⑨とは一致しない。このことから、当文書⑨は、高僧伝巻五によつたものと考えられるのである。²³⁾

⑩□五涼。前涼、張貴。後涼、呂光。南涼、秃跋烏姑。北涼、沮渠

蒙遜。西涼、李昫

当文書⑩は前述、⑦における「呂光」稱為後涼」を、注釈した裏書である。小序抄には見えない。

五涼は、五胡十六国時代に、甘肅省を中心とする所謂、河西回廊において興亡した、五つの涼国のことである。まず前涼（三一七―三七六）は、漢人の張軌を始祖とし、その子の張寔が建国したものである（張貴は、張軌が正しい）。後涼（三八六―四〇三）が、氏族の呂光によるものであることは、前述した。次に、南涼（三九七―四一四）は、鮮卑族の秃跋烏姑が建国し（秃跋烏姑は、秃跋烏孤が正しい）、また、北涼（三九七―四三九）は、匈奴の沮渠蒙遜が建国したものである。最後に、西涼（四〇〇―四二二）は、漢人の李昫が建国したものである（李昫は、李暁が正しい）。

⑩は、肇論疏中に、

涼、有五涼。前涼、張軌。後涼、呂光。南涼、吐蕃烏孤。西涼、李暁。今言涼者、沮渠蒙遜……北涼

と見えるものが、非常に近い。

その五涼は前述、三秦（四秦。①参照）と同じく、五胡十六国を覚えるための数詞である。そもそも五胡は、匈奴、羯（印欧系）、鮮卑、氐、羌の五つの異民族を言うものとされ、十六国は、それら五つの異民族（及び、漢人）の建てた国を、十六国と数えるものだが、例えば鳩摩羅什などの出た、その十六国を覚えるために古く、

五涼、四燕、三秦、二趙、夏、蜀

と数える、暗誦に適した文句があつて、道宣の大唐内典録一や、弘明集二十五等に見えている。それは、やがて宋、晁公武の郡齋讀書志二上や、晋書目錄などの漢籍へと受け継がれてゆくが、五涼や三秦は、その要素に外ならず、いづれ仏典における、訳経史の研究中に考案され、十六国を暗記する便法として、広まったものと思われる。そのように、①や⑩は、幼学的な内容を含むものである。また、当文書固有の⑨、⑩が注釈、裏書の形態を有することは、小序抄の異本としての当文書を、大きく特徴付ける点であることは間違いない。即ち、当文書は、そもそも注釈書である小序抄を、さらに注釈した、「小序抄」注なのである。ともあれ、他本不見の⑨、⑩を有する当文書は、敦煌において小序抄が盛んに学習されたことを示す、新たな一本の出現を意味しよう。そして、当文書は、上山大峻氏がかつて、

道液の疏が敦煌で受け入れられた理由は、一つには道液の著作が最新の長安の権威であつて、学習書として優れていたことに求められるべきであろう

と指摘されたことを、正しく裏付けるものである。²³⁾

さて、当文書の裏には上述、⑨、⑩の経文の一部が残されている（左上にも、四文字程が透けて見えるが、裏向きで難読。最後に、その⑨、⑩の経文のことを述べよう。今、当文書のそれを⑨、⑩とし、北涼、曇無讖訳、北本四十卷本の大般涅槃經卷二十三、卷三十七の本文を(經)として、両者を併せば、次の通りである（大正新脩大藏經12に拠る。引用末尾に、巻数及び、大正蔵の頁数、段数を付す）。なお、⑨、

⑩は、左右の破損に加えて、⑨が本文上部を、⑩が下部を欠いている。対照の便宜上、⑨、⑩の現存分を、(經)中の——部として示した。

⑨ 薩深

—— 寧当終身近旃

—— 次善男子旃陀

(經)是故菩薩、深觀此陰、過旃陀羅。是故發願、寧当終身、近旃陀羅、不能暫時、親近五陰。復次善男子、旃陀羅者、唯害他人、終不自害。五陰之賊、自害害他、過旃陀羅（卷二十三。500頁上段）

⑩ 倒想

—— 次觀果報迦葉菩

—— 煩惱之想生於倒

—— 无煩惱是義云何

—— 有倒想迦葉菩薩言

—— 想亦說是牛馬作馬想亦

—— 舍宅車乘去來亦爾是名

(經)次觀想因。是无量想、因何而生。知因触生。是触二種、一者因煩惱触。二者因解脱触。因無明生、名煩惱触。因明生者、名解脱触。因煩惱触、生於倒想、因解脱触、生不倒想。觀想因已、次觀果報。迦葉菩薩白仏言、世尊、若以因此、煩惱之想、生於倒想、一切聖人、実有倒想、而无煩惱。是義云何。仏言、善男子、云何聖人、而有倒想。迦葉菩薩言、世尊、一切聖人、牛作牛想、亦說是牛。

馬作馬想、亦説是馬。男女大小、舍宅車乘、去來亦爾。是名倒想
(卷三十七。581頁下段)

右の①、②と③の本文との比較、対照により、①、②が大概涅槃經の卷二十三、卷三十五をそれぞれ写したものであることが分かる(同文は劉宋、慧嚴等による南本三十六卷本の大般涅槃經卷二十一、卷三十四にも見える)。さて、上記③における、——部の前後の字数に着目すると、①、②各行の元の字数は、共に十七字であったことが判明する。①、②が同筆らしいことは、先に述べたが、①、②の書体は、南北朝末期の面影を残すという(長尾秀則先生御教示)。一方、その①、②とは無論、別筆の当文書①―⑩の書写時期は、晩唐頃かと推測されるが、ならば、当文書は一体、どのようにして作られているのであろうか。一見するに、当文書は、少なくとも二層以上の紙が貼り合わされているようである。すると、古い経典を反故紙として再利用し、新たな白紙を作って、そこに小序抄を書写しようとしたものと、見受けられるが、大方の教示を乞いたい。

説話文学の研究において、例えば一つの話が二つないし、それ以上の出典を有し、しかも、異なる二つ以上の文献の文章を交互に用いて、一つの文章に仕上げるといふような、言わばモザイクの如き手法が採られることは、かつて我が国室町時代の説話集、三国伝記のケースについて、見たことがある²⁵⁾。その手法の源の一つは、おそらく仏教を背景とする、幼学などにおける、注釈の離合集散の形態に溯ろうが、そ

れにしても、全く同じ手法が、唐代の小序抄の一本たる、当文書に認められることは、非常に驚くべき事実である。また、卷子を前提とする、所謂裏書が、文学的に大きな機能を有することに關しては、幼学四部の書の一、上野本注千字文裏書や、同じ和漢朗詠集の江注、覚明注(宮内庁書陵部本)などを見れば、自ずと明らかである²⁷⁾。また、その裏書が、単なる語注のレベルから(前述⑩)、一説話を注釈とするものまで(⑨)、多岐に亘る内容に富むことも、例えば軍記物語に属する平家物語の一本、四部合戦状本には、裏書があつて(灌頂巻内題)、平家打聞を裏書に措定してみれば、直ちに知られることであると同時に、その裏書のもつ問題の、研究面における重要さと奥深さを、推し測ることも出来よう²⁸⁾。何より当文書に登場する道安は、我が国の古代、中世文学において、母への孝を以つて知られるキャラクターとして、とても親しい人物に外ならなかつた²⁹⁾。それらは全て、仏教に根差した幼学における、注釈の地平に生起する出来事なのである。

付記 当文書の閲覧と撮影また、翻刻及び、その図版掲載を御許可下さつた、財団法人藤井斉成会有鄰館、藤井善三郎館長に対し、心から御礼申し上げます。小稿は、平成24年度科学研究費補助金基盤研究(B)並びに、同佛敎大学特別研究費による成果の一部である。

[注]

(1) 何彦昇については、拙稿「抜き取られた敦煌文書―何彦昇、鬲威のこなど・太公家教攷・補(三)―」(『京都語文』19、平成24年11月)

を参照されたい。

(2) 現在、有鄰館には、蓋に、

新疆布政使何彦昇旧蔵
燉煌石室唐人秘笈 五拾九種

目録

歌曲冊一

と墨書された桐箱が残されるのみという（因みに、何彦昇の蔵書印として、「何彦昇家蔵唐人秘笈」とするものがある）。その蓋の右上には、「勸善文」と記す、新しい墨書貼紙があつて、「歌曲冊」（勸善文）が入っていただけで、目録は見当たらない旨、藤井善三郎館長が御教示下さつた。

(3) 饒宗頤氏「京都藤井氏有鄰館蔵燉煌殘卷紀略」（『金匱論古綜合彙』1
へ一九五七年か）。後、同氏『選堂集林 史林』へ中華書局、一九八二
年）に再録）

(4) 拙稿「杏雨書屋本太公家教について―太公家教攷・補（二）―」（『杏
雨』14、平成23年6月）

(5) 有鄰館蔵の燉煌文書については、陳国灿氏「東訪吐魯番文書紀要（一）」
（『魏晉南北朝隋唐史資料』12、一九九三年8月）、施萍婷氏「日本公
私収蔵燉煌遺書叙録（二）」（『敦煌研究』94・3）にそれぞれ館蔵番号1
―60による目録が収められる（59が歌曲冊。後者は館蔵番号、東洋文
庫蔵写真番号、饒氏簡目の対照を付す）。また、榮新江氏『海外燉煌
吐魯番文獻知見録』（東方文化叢書、江西人民出版社、一九九六年）
六章「日本収集品」六節「有鄰館」参照。『スタイン燉煌文獻及び既
紹介西域出土漢文文獻内容分類目録初稿（非仏教文獻）』古文書1
（東洋文庫、昭和39年）に、文書三十七点の翻刻を収める（2、5、
7、10―30、32、33、37―45、46v、51）。なお有鄰館の文書の約三
分の二を占めるのは、唐の北庭都護府関連の文書で、そのほぼ半数の
二十一点が、長行馬の文書であるとされ、藤枝晃氏によるその研究が
知られている。藤枝氏には、早く「長行馬」文書（『東洋史研究』
10・3、昭和23年7月）があつて、有鄰館文書の10―12、14―22、24

―27、29、32、38、41―45、50の二十五点を紹介された。また、氏に
は、「長行馬」（『墨美』60、昭和31年11月）や、「藤井有鄰館所蔵の北
庭文書」（書道全集8中国8唐II、月報13、昭和32年1月）などの仕
事もある。それらの文書の研究史については、張娜麗氏「羽田亨博士
収集「西域出土文獻写真」について」（『お茶の水史学』50、平成18年
12月）に詳しい（注（4）前掲拙稿参照）。さらに有鄰館文書における
文学関連の研究として、入矢義高氏「燉煌発見の勸善文」（『墨美』62、
昭和32年1月。59歌曲冊の影印、翻刻、解説。饒氏の論攷にも「五更
転」として影印を付載する）、小笠原宣秀氏「敦煌本「勸善経」をめぐ
りて」（『東方宗教』22、昭和38年11月。52の翻刻）、玄幸子氏「羽
田記念館所蔵西域出土文獻写真資料中『鶯子賦』テキスト紹介」（『敦
煌学国際聯絡委員会通訊』04・2。『敦煌学国際聯絡委員会通訊集刊』
へ上海古籍出版社、二〇〇五年）に再録。6の翻刻だが、写真に拠
る）などがある。

(6) 陳国灿氏注（5）前掲論文

(7) 施萍婷氏注（5）前掲論文

(8) 当文書は、羽田記念館（京都大学大学院文学研究科附属ユーラシア文
化研究センター）に所蔵される、「羽田亨博士収集西域出土文獻写真」
中にも、その写真が収められている（四四六D。張娜麗氏注（5）前掲
論文参照。張氏は、それを「類書」（符堅迎請鳩摩羅什事）とされ
ている）。その写真は、八通の文書を上下四通ずつとして、一枚の写
真に撮影したものである。当文書は、その上段の左端に収められてい
るが、縦九・〇糎横五・四糎の小さなもので、しかも写りはとても暗
い。また、文書の左上の紙が巻き戻つていて、写っていない行がある
など、その写真から文書を判読することは、非常に困難である。なお
裏文書は、撮影されていない。さて、その写真と当文書の現状を比較
するに、大きな違いは認められない。

(9) 上山大峻氏「増補 燉煌仏教の研究」（法蔵館、平成24年へ初版、平成
元年）。初出、昭和43年）四章一節（2）³

(10) 図三は、法国国家図書館蔵燉煌西域文獻7（上海古籍出版社、一九九

八年) 67頁に拠る。敦煌本維摩疏積前小序抄は、その殆どが残るものの、完本ではない。中で、上山氏の報告されたS四四五は、大正蔵85二七七六の「首闕」部を補う善本である(上山氏注(9)前掲書参照)。なお維摩疏積前小序抄の大正蔵二七七五、六は、平井有慶氏「敦煌本・維摩疏積前小序抄」(『豊山学報』24、昭和54年3月)、「敦煌本・注維摩詰經序注釈書」(『大正大学大学院研究論集』3、昭和54年3月)に、それぞれ書き下しと注釈が試みられている。また、浄名經閑中疏の道液による序文は、上山氏注(9)前掲書32、33頁に書き下し、解説があつて、参考となる。

(11) 慧皎の高僧伝については、早く我が国の山内晋卿氏による「高僧伝の研究」(同氏『支那仏教史之研究』(『佛教大学叢書4、佛教大学出版部、大正10年)一所収。論文末に、「大正七年十二月」と記す)があり、さらに戦後の研究を代表するものとして、牧田諦亮氏による「高僧伝の成立」(同氏『中国仏教史研究』三(大東出版社、平成元年)一章所収。初出、昭和46、50年)などがある。牧田氏のそれには、石山寺本高僧伝(一一五四—一六四年間写)巻三の釈道安伝(『晋長安五級寺釈道安』)の翻刻されていることが貴重で、その道安伝は、現行の高僧伝と較べ、「石山寺本の中でも異文の多いものである」と言われるものである。また、中国におけるものとして、湯用彤氏校注「高僧伝」(中国仏教典籍選刊、中華書局、92年)を参照した。

(12) 吉川忠夫、船山徹氏訳『高僧伝』(一)―(四)(岩波文庫、平成21、22年)に拠る。

(13) さて、成立年時の未詳とされる(元、或いは、明代と言われる)、神僧伝九巻の巻二にも、道安及び、鳩摩羅什の伝があり、後者には当文書の②、④、⑥、⑦、⑧と関連する部分がある。神僧伝のそれらは、おそらく高僧伝に基づくものと考えられるが、参考までに神僧伝巻二、鳩摩羅什のその関連部分を掲げておく(大正新脩大蔵経50に拠る。始めに当文書の関連番号を、末尾に大正蔵の頁数、段数を示す)。

(2) 至堅建元十三年正月、太史奏云、有星見外国分野。当有大德智人入輔中国。堅曰、朕聞西域有鳩摩羅什。将非此耶。即遣使求之

(97頁中段)

(4) 至十八年九月堅遣驍将呂光……西伐龜茲……光既獲什(97頁中、下段)

(6) 臨寗堅餞光於建章。謂曰……朕聞西域有鳩摩羅什……朕甚思之、賢哲者国之大宝。若剋龜茲、即馳馭送什(97頁中、下段)

(7) 光從之、至涼州、聞符堅已為姚萇所害……於是号関外、年称大安。大安二年正月、姑臧大風(97頁下段)

(8) 及萇卒子興襲位。復遣敦請。弘始三年三月、有樹連理生于廟庭、遣遥園葱变为苾芻。以為美瑞、謂智人必入(98頁上段)

(14) 十六国春秋については、岩本篤志氏「羽田記念館所蔵『西域出土文献写真766・767『十六国春秋』考』李盛鐸旧蔵敦煌文献をめぐって」(『西北出土文献研究』一、平成16年3月)に詳しい。なお五胡の会『五胡十六国霸史輯佚』(燎原書店、平成24年)にその逸文が集成される。

(15) 十六国春秋の屠本は、中国野史集成2、3(巴蜀書社、一九九三年)所収に拠り、湯本は、叢書集成新編所収に拠る。

(16) 字井伯壽氏「釈道安研究」(大乘仏教研究8、岩波書店、昭和31年)。なお襄陽における道安については、胡中才氏『道安在襄陽』(道安研究系列著述之二、宗教文化出版社、二〇一二年)に詳しい。

(17) 里道德雄氏「南朝三僧伝の研究(一)」(『東洋学研究』20、昭和61年3月)にも、その指摘がある(92、99頁)。

(18) 石山寺本高僧伝は、上掲③における、「後遣符南攻襄陽」の文の後に、「安深憂之……何論得失」とする、長い異文が入り、次いで、

堅後与其偽諸族書云、晋氏代呉、利在二陸、今破漢南、獲士亦裁一人有半耳。僕射權翼曰、未審誰乎

という異文を続けて、左のような割注を置く。

安与朱序俱獲於堅。堅謂僕射權翼曰、朕十万之師取襄陽、唯得一人半。翼曰、誰耶

そして、その割注に続けて、

を再び本文とする。さて、⑤の高僧伝の本文には、習鑿齒の足疾のことが、全く触れられていないので、それが何故、「半人」と数えられるのかは、理解することが出来ないのである。このことを考える時、続晋陽秋(晋書)に似た、右の異文を有する石山寺本は、現行高僧伝本文の、より古い形を伝える可能性があるだろう。石山寺本高僧伝の異文について、例えば牧田諦亮氏は、

道安伝は、石山寺本の中でも異文の多いものである。現行本との相違が何故生じたか、『晋書』芸術伝などから示唆を得て書きそえたものであろうか、詳細な考察はまだつけることができないと言われ(注〔1〕前掲論文)、また、船山徹氏は、

石山寺本の道安伝の場合、そこに示される他の諸本と相違する字句のうちには唐の房玄齡等撰『晋書』載記一四の苻堅載記下ほかと逐語的に一致するところがあり、さらにそれが『高僧伝』においては文脈的に不整合な事例も見られることによって、『晋書』に基づいて後代の何者かが加筆したものとみるのがもつとも自然な想定かと判断される

と言われるが(注〔12〕前掲書(一)、訳者解説432-433頁。注〔22〕参照)、上掲の習鑿齒をめぐる、その異文は、必ずしも晋書を引いたものとも断じ切れず、また、例えば高僧伝「早已致書通好曰」(巻五。352頁中段)以下など、石山寺本の異文は、習鑿齒の「与釈道安書」(弘明集十二所引)とよく一致する等の例もあり、なお一考を要する。

(19) 小序抄の「後道安入秦」は、高僧伝には見えないが、その石山寺本には、「安」於是随不至長安」と見えている。

(20) 注〔23〕参照。

(21) そのことは、里道氏注(17)前掲論文にも指摘がある(95、100頁)。

(22) 石山寺本高僧伝は、十六国春秋の屠本、湯本や晋書等に一致することが興味深い。

(23) もし当文書の⑨が、敦煌の地において書かれたものであるとすれば、

⑨は、敦煌における高僧伝受容を示す、恰好の一例と言えるだろう。敦煌と高僧伝の関係については、金岡照光氏「高僧伝因縁」(講座敦

煌9『敦煌の文学文献』(大東出版社、平成2年) II五所収)に詳しくい。

(24) 上山氏注(9)前掲書

(25) 拙著『中世説話の文学史的環境』(和泉書院、昭和62年) I三1、2、3

(26) 黒田彰、後藤昭雄、東野治之、三木雅博『上野本注千字文注解』(和泉書院、平成元年) 参照。

(27) 和漢朗詠集の江注、覚明注については、注〔25〕前掲拙著I一、IV四、三木雅博氏『和漢朗詠集とその享受』(勉誠社、平成7年) III、『和漢朗詠集古注集成』1(大学堂書店、平成9年)などを参照されたい。

(28) 平家打聞については、注〔25〕前掲拙著II一5参照。その本文は、関西大学『国文学』63(昭和61年10月)及び、愛知県立大学『文学部論集』36(昭和63年2月)に影印を、『日本文学説林』(和泉書院、昭和61年)に翻刻を収める。

(29) 拙稿「孝行集と『道安仕母事』」(関西大学『国文学』78、平成11年3月)参照。

(くろだ あきら 日本文学科)

二〇一三年十一月十五日受理